

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する 計画（第5次）の最終案について

令和6年3月
文化 生活 部
健康 福祉 部

1 改定の趣旨

- ・ 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法）第2条の3の規定に基づく基本計画として策定（法定計画）するもの。
- ・ 京都府男女共同参画推進条例に基づく計画としても位置付け、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すもの。

2 現状・課題

- 国においてはDVの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和2年から24時間の電話・メール相談のほかSNS相談に対応したDV相談+（プラス）を開始。
- DV防止法の改正（公布：令和5年5月19日、施行：令和6年4月1日）
 - ・ 精神的暴力の追加、保護命令の期間延長
 - ・ 被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体・民間団体の連携・協力に関する基本計画への記載
 - ・ DVに関する協議会の設置
- 配偶者暴力相談支援センター（府内5所）への相談件数は令和2年度までは上昇傾向であったが、コロナ禍の令和3・4年度は平成28年度と同水準に減少。
- 男性からの相談が一定数存在

3 施策の方向性と主な対応方策

別紙のとおり

4 計画の期間

5年間（令和6年度から令和10年度まで（※））

※ ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととする。

5 府民意見提出手続（パブリックコメント）の状況

- （1）募集期間：令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで
- （2）提出件数：20件
- （3）主な意見

- ・ DV被害者の支援に繋げるための情報提供の強化や安心・安全に相談できる体制づくりが必要。（要望）
- ・ 一時保護の際の留意事項や被害者回復、同伴児への支援に関する記載が必要。
- ・ 外国人被害者支援の際に、翻訳した資料や翻訳機の活用だけでなく、対面での支援の場で相談内容の聞き取りをするには通訳の同席が必要。

6 中間案からの主な修正点

- ・ 国の基本方針に沿った多様なニーズに対応した一時保護の実施、一時保護所での同伴児童に対する支援の充実について追記
- ・ 外国人支援団体と連携した相談対応や自立支援の充実に関して、通訳派遣等を追記